

# 学 則

跡見学園女子大学大学院学則  
(平成26年度までの入学生用)

# 跡見学園女子大学大学院学則

## 第一章 総 則

### 第一節 目 的

**第一条** 跡見学園女子大学学則第二条第二項の規定に基づき、跡見学園女子大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

**第二条** 本大学院は、学校教育法その他の法令の定めるところに従い、学園創立者跡見花蹊の教育精神を継承して、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 前項に規定する目的に加え、本大学院に置く研究科の人材養成に関する目的等を第三章及び第四章の研究科規則に定める。

**第三条** 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、前項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

3 第一項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

4 本大学院は、第一項の措置に加え、本大学院の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

5 自己点検・評価及び認証評価に関し必要な事項は、別に定める。

**第四条** 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

**第五条** 本大学院に修士課程を置く。

2 本大学院の修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

### 第二節 組 織

**第六条** 本大学院に、人文科学研究科及びマネジメント研究科を置く。

### 第三節 教 員 組 織

**第七条** 大学院の教員は、跡見学園女子大学の教授及び准教授のうちから、跡見学園女子大学学則第五条の三に定める大学評議会（以下「大学評議会」という。）の定める大学院の教員としての資格基準を満たした者をもって組織する。

2 大学院の教員の資格基準に関し必要な事項は、別に定める。

### 第四節 管理運営組織

**第八条** 学長は、本大学院に関する校務をつかさどり、所属職員を統督する。

**第九条** 本大学院の運営に関する重要事項は、大学評議会において審議する。

**第十条** 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

3 研究科長は、研究科の基礎となる学部長の長をもって充てる。

**第十一条** 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科の授業又は研究指導を担当する本大学院の専任教員をもって組織する。

3 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議する。

一 研究科の教育研究上の目的を達成するための方針に関する事項

- 二 研究科に固有な規則の制定又は改廃に関する事項
  - 三 研究科の予算の執行に関する事項
  - 四 研究科の教員組織の構成及び連絡調整に関する事項
  - 五 研究科の教員人事の選考に関する事項
  - 六 研究科の教育課程の編成に関する事項
  - 七 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
  - 八 研究科の教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する事項
  - 九 その他研究科の教育又は研究に関する重要事項
- 4 前項第五号及び第六号に関する事項は、研究科の基礎となる学部の教授会の意見を聴いて審議する。
- 5 研究科委員会に議長を置き、研究科長をもって充てる。
- 6 研究科委員会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

**第十二条** 本大学院の事務を処理するために事務組織を設ける。

#### 第五節 学年、学期及び休業日

**第十三条** 本大学院の学年、学期及び休業日については、跡見学園女子大学学則第七条の規定を準用する。

## 第二章 大学院通則

### 第一節 修業年限及び在学年限

**第十四条** 本大学院の修士課程の修業年限は、二年とする。ただし、四年を超えて在学することはできない。

### 第二節 入 学

**第十五条** 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

**第十六条** 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳に達したもの

**第十七条** 本大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

**第十八条** 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

**第十九条** 前条の選考の結果に基づき合格の判定を受けた者は、所定の期日までに在学誓書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料等を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

### 第三節 教育課程及び履修方法

**第二十条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

**第二十一条** 各授業科目の単位数は、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間の授業をもって一単位とする。

**第二十二条** 授業科目は、十五週又は三十週の授業が終結したとき、その成績を評価するために試験又は小論文を課す。評価は百点を満点とし、六十点をもって合格とし、単位を与える。ただし、授業時数の三分の二以上出席しなければならない。

**第二十三条** 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が研究科の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、十単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

**第二十四条** 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条により本大学院において修得したものとみなす単位数とあわせて十単位を超えないものとする。

#### 第四節 休学、留学、退学、除籍及び再入学

**第二十五条** 疾病その他特別な事由により三ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署の上、所定の期日までに学長に願ひ出て、一学期を単位として、休学することができる。

2 健康診断の結果に基づき疾病の療養にかかる期間が三ヶ月以上に及ぶと校医が判断した者については、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、一年を超えることができない。なお、休学期間は、修士課程の場合、通算して二年を超えることができない。

4 休学事由が止んだときは、休学解除願を提出し、学長の許可を得なければならない。

5 休学期間は、第十四条の在学期間には算入しない。

**第二十六条** 外国の大学に留学しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第十四条の在学期間に含めることができる。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

**第二十七条** 退学しようとする者は、所定の退学届を提出し、学長の許可を得なければならない。

**第二十八条** 次の各号の一に該当する者は、大学評議会の議を経て、学長が除籍する。

一 授業料の納入を怠り、督促しても納入しない者

二 第十四条に定める在学期間を超えた者

**第二十九条** 再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年次に入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第五節 課程の修了要件等

**第三十条** 本大学院の修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修了年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修了年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項に定める修士課程の修了に要する三十単位のうちには、学生の所属する専攻の授業科目の単位を二十単位以上含めなければならない。

**第三十一条** 本大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院の修士課程を修了した者に対し修士の学位を授与するものとする。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

## 第六節 賞 罰

**第三十二条** 賞罰については、跡見学園女子大学学則第三十三条及び第三十四条の規定を準用する。

## 第七節 厚生施設

**第三十三条** 厚生施設については、跡見学園女子大学学則第三十五条の規定を準用する。

## 第八節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託学生及び外国人留学生

**第三十四条** 第十六条に定める資格を有する本大学院の学生以外の者で、本大学院の一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとするものは、正規の学生の学修に支障のない場合に限り、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

**第三十五条** 他の大学院の学生で、当該他の大学院との協議に基づき本大学院の授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

2 前項の規定は、外国の大学院の学生で、当該外国の大学院との相互交流に基づき本大学院の授業科目を履修し単位を修得しようとする者に対して準用する。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

**第三十六条** 本大学院に研究生制度を設ける。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

**第三十七条** 他の機関又は団体等から学生の委託を受けることがある。

2 委託学生に関し必要な事項は、別に定める。

**第三十八条** 外国人で第十六条に定める資格を有する者を、外国人留学生として受け入れることがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第九節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

**第三十九条** 本大学院の入学検定料、入学金及び授業料の金額は、次のとおりとする。

入学検定料	30,000円
入 学 金	270,000円
授 業 料 (年額)	742,000円

なお、授業料に関しては、二年次からは各学年ごとに10,000円増の漸増方式を適用する。ただし、修業年限を超えた場合はこれを適用しない。

2 跡見学園女子大学を卒業した入学者は、入学金の半額を免除する。

3 再入学者は入学金を免除する。

4 施設設備費、実習費その他教育上必要な費用は、別に徴収する。

**第四十条** 授業料の納入期は次のとおりとする。

春 学 期	371,000円	納期	四月中
秋 学 期	371,000円	納期	十月中

**第四十一条** 休学期間中の授業料は徴収する。ただし、休学事由及び期間により、その一部を免除することがある。

2 学期を通して休学する場合は、施設設備費を免除する。

**第四十二条** 学期の途中で退学する者の授業料は、当該期分の額を徴収する。

2 学期の途中で退学する者の施設設備費の徴収は前項の規定を準用する。

3 停学期間中の授業料は徴収する。

**第四十三条** 学年の途中で修了する者の授業料は、修了する見込みの期末までの額を徴収する。

2 学年の途中で修了する者の施設設備費の徴収は前項の規定を準用する。

**第四十三条の二** 再入学の選考料は次のとおりとする。

選考料 5,000円

- 第四十四条** 科目等履修生の登録料及び履修料は次のとおりとする。
- 科目等履修登録料（一学期あたり） 7,500円  
 科目等履修料（一単位あたり） 10,000円
- 2 本学卒業生および本大学院修了者は、科目等履修料の半額を免除する。
- 第四十五条** 研究生の選考料及び登録料は次のとおりとする。
- 選考料 5,000円  
 研究生登録料（年額） 15,000円

### 第三章 人文科学研究科規則

**第四十六条** 人文科学研究科に修士課程を置く。

**第四十七条** 人文科学研究科に次の専攻を置く。

- 一 日本文化専攻
- 二 臨床心理学専攻

**第四十八条** 専攻ごとの教育研究上の目的を次のように定める。

- 一 日本文化専攻においては、社会の諸分野において日本文化の進展に貢献できる高度な知識と教養を具えた研究者を養成するとともに、日本文化に関わる諸分野において指導的な役割を果たし、外国との文化交流に携わりうる高度な専門的知識人を養成する。
- 二 臨床心理学専攻においては、臨床心理学とその関連分野において実践的な教育と研究を通じ、高度な専門知識を修得させるとともに、職業人として自律した心理臨床家を養成する。

**第四十九条** 人文科学研究科の入学定員及び収容定員は、次表の通りとする。

研究科	専攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
人文科学研究科	日本文化専攻	8	16
	臨床心理学専攻	12	24

**第五十条** 人文科学研究科が開設する授業科目は、日本文化専攻については別表第一、臨床心理学専攻については別表第二の通りとする。

**第五十一条** 第十四条の規定にかかわらず、人文科学研究科の各専攻において、主として実務の経験を有する者に対して修士課程の教育を行う場合には、研究科委員会が教育研究上の必要があると認めるときは、修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

### 第四章 マネジメント研究科規則

**第五十二条** マネジメント研究科に修士課程を置く。

**第五十三条** マネジメント研究科に次の専攻を置く。

- 一 マネジメント専攻

**第五十四条** 専攻ごとの教育研究上の目的を次のように定める。

- 一 マネジメント専攻においては、実践的で総合的なマネジメント・マインドを十分に具え、多様な職業領域で指導的役割を果たし、そこで高度なマネジメント能力を実際に発揮することのできる人材を養成する。

**第五十五条** マネジメント研究科の入学定員及び収容定員は、次表の通りとする。

研究科	専攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
マネジメント研究科	マネジメント専攻	15	30

**第五十六条** マネジメント研究科が開設する授業科目は、マネジメント専攻については別表第三の通りとする。

**第五十七条** 第十四条の規定にかかわらず、マネジメント研究科マネジメント専攻において、主として実務の経験を有する者に対して修士課程の教育を行う場合には、研究科委員会が教育研究上の必要があると認めるときは、修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

## 第五章 雑 則

**第五十八条** 本学則は、大学評議会の構成員の三分の二以上の賛成によらなければ変更することができない。

### 附 則

この学則は、平成十七年四月一日から実施する。

### 附 則

この学則は、平成十八年四月一日改正実施する。

ただし、平成十七年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

### 附 則

この学則は、平成十九年四月一日改正実施する。

### 附 則

この学則は、平成二十年四月一日改正実施する。

### 附 則

この学則は、平成二十二年四月一日改正実施する。

### 附 則

この学則は、平成二十二年四月一日改正実施する。ただし、平成二十一年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

別表第一 人文科学研究科 日本文化専攻

授 業 科 目	単位数	必 修	選 択
日本思想通論	2	○	
日本芸術通論	2	○	
民俗学通論	2	○	
日本社会史通論	2	○	
日本文学通論	2	○	
日本文化演習	4	○	
日本思想特論	2		○
日本思想史特論	2		○
東洋思想特論	2		○
日本芸術特論	2		○
日本美術史特論	2		○
日本芸能特論	2		○
民俗学特論	2		○
女性史特論	2		○
日本社会史特論	2		○
文化人類学特論	2		○
日本文学特論	2		○
日本文学史特論	2		○
比較文化特論	2		○

備考

- 一. 日本文化演習は、2年間にわたり履修し、8単位以上修得しなければならない。



別表第二 人文科学研究科 臨床心理学専攻

授 業 科 目	単位数	必 修	選 択
臨床心理学特論	4	○	
臨床心理面接特論	4	○	
臨床心理査定演習	4	○	
臨床心理基礎実習	2	○	
臨床心理実習	2	○	
臨床心理特別実習	2	○	
臨床心理学演習	4	○	
心理統計法特論	2		○
臨床心理学研究法特論	2		○
発達心理学特論	2		○
学習心理学特論	2		○
家族心理学特論	2		○
犯罪心理学特論	2		○
臨床心理関連行政論	2		○
精神医学特論	2		○
老年心理学特論	2		○
障害者（児）心理学特論	2		○
投映法特論	2		○
心理療法特論	2		○
学校臨床心理学特論	2		○
グループ・アプローチ特論	2		○

学 則（平成26年度までの入学生用）

別表第三 マネジメント研究科 マネジメント専攻

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択
通論科目	リスクマネジメント通論	2	○	
特 論 科 目	企 業 ・ 公 共 マ ネ ジ メ ン ト 領 域	企業経営管理特論	2	○
		人事マネジメント特論	2	○
		国際経営特論	2	○
		環境管理特論	2	○
		公共経営管理特論	2	○
		リスクマネジメント法制特論	2	○
		財務マネジメント特論	2	○
		広報マネジメント特論	2	○
		経済予測特論	2	○
		キャリアデザイン支援特論	2	○
		観光経営特論	2	○
	生 活 ・ 文 化 マ ネ ジ メ ン ト 領 域	保健福祉特論	2	○
		都市環境特論	2	○
		少子高齢化社会特論	2	○
		消費者保護特論	2	○
		消費生活環境特論	2	○
		文化政策特論	2	○
		社会参加特論	2	○
		文化財環境特論	2	○
博物館経営管理特論	2	○		
演習科目	マネジメント演習	4	○	

備考

- 一. 通論科目 2 単位、特論科目 20 単位以上修得しなければならない。ただし、その 20 単位には、企業・公共マネジメント領域から 6 単位、生活・文化マネジメント領域から 6 単位を含めなければならない。
- 二. マネジメント演習は、2 年間にわたり履修し、8 単位以上修得しなければならない。